裁判所共済組合定款の一部変更について

裁判所共済組合定款（平成17年４月１日全部変更）の一部を次のように変更する。

平成26年３月31日

裁判所共済組合代表者
最高裁判所長官　竹﨑　博允

第18条第１号中「１件」の次に「（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。）」を加える。

第31条第１項の表中「35.79/1,000」を「37.55/1,000」に、「4.75/1,000」を「4.85/1,000」に、「71.58/1,000」を「75.10/1,000」に、「9.50/1,000」を「9.70/1,000」に改め、同条第２項の表中「35.79/1,000」を「37.55/1,000」に、「4.75/1,000」を「4.85/1,000」に改め、同条第３項中「35.79/1,000」を「37.55/1,000」に、「1.27/1,000」を「1.36/1,000」に改める。

附則第６条第１項第１号中「１件」の次に「（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。）」を加える。

附　則

１　この変更は、平成26年４月１日から施行する。

２　変更後の第18条第１号及び附則第６条第１項第１号の規定は、平成26年４月１日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

３　変更後の第31条第１項から第３項までの規定は、平成26年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年五月七日

東京都目黒区鷹番二丁目二〇番一七号ＴＳビル五〇一
成澤興業合同会社
代表社員　成澤　英行

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年五月七日

横浜市西区南幸二丁目一六番一号
ロネクションズ合同会社
代表社員　古屋　亮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年七月二日であり、組織変更後の商号は株式会社サンライフとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年五月七日

佐賀県杵島郡白石町大字馬洗五四〇番地
合資会社サンライフ
代表社員　稲富　篤

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一八〇万円減少し七十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年五月七日

富山県小矢部市清沢七一二番地八
合同会社おやべ商店
代表社員　雄川　泰成

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年五月七日

東京都渋谷区神宮前二丁目三四番一七号住友不動産原宿ビル三階
ＶＦジャパン株式会社
代表取締役　秋山　玄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年五月七日

神奈川県横須賀市長井五丁目二四番七号
長井水産株式会社
代表取締役　嘉山　典雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年五月七日

岐阜市本郷町二丁目一七番地の四
株式会社大名
代表取締役　松本　秀男

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である金野泰行並びに斎藤義憲が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年五月七日

川崎市幸区小向町一一番二一号
東京都世田谷区上野毛四丁目三二番一三号
パシフィック・インフラテック・プライベート・リミテッド
日本における代表者　金野　泰行
日本における代表者　斎藤　義憲

限定承認公告

本籍栃木県栃木市藤岡町石川四六三番地、最後の住所千葉県千葉市花見川区花園三丁目五番七号ハートフル幕張三二六号
被相続人　亡　山口トシ子

右被相続人は平成二十六年二月一日死亡し、その相続人は平成二十六年四月二十二日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月七日

神奈川県鎌倉市腰越一五二五番地一三
相続財産管理人　山口　大輔

限定承認公告

本籍福岡県北九州市小倉南区大字高津尾一六二番地、最後の住所福岡県北九州市小倉南区湯川新町二丁目三一番二八号
被相続人　亡　鴨田　毅

右被相続人は平成二十五年十二月十日死亡し、その相続人は平成二十六年四月二十三日福岡家庭裁判所小倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月七日

福岡県福岡市中央区警固二丁目一二番一二号警固丸ビル二階警固法律事務所
限定承認者鴨田一真
代理人弁護士　五十川　伸

正　誤

平成二十六年三月二十四日（号外第六十一号）厚生労働省告示第百二号（生物学的製剤基準の一部を改正する件）

（原稿誤り）

一四四ページ下段八行目から一二行目は次のとおりの誤り。

３．２．６　無毒化試験

検体及びこれを37℃に20日間置いた試料について、３．１．３．２を準用する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月七日付第九九号三二ページ

ージ●同日付政府調達第八二号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一六四円（本体一五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）